

SB 第 16 回会合 アジェンダ要約
2002 年 6 月 5 日～14 日 ドイツ、ボン

SBSTA16 (2002 年 6 月 5～14 日)

IPCC 第 3 次評価報告書について

前回 SBSTA において、TAR に関する意見交換、及び今後 IPCC にどういったことを要請するべきか等が議論された。その後 TAR の内容や活用方法等を議論するワークショップがボンにて行われた。SBSTA16 では、このワークショップの報告と、今後 TAR の活用方法について議論が行われる。

手法的事項 (Methodological Issues)

(a)附属書 I 国による GHG インベントリの報告・レビューガイドラインについて

SBSTA15 では、試験期間中に得られた報告・レビューガイドライン、及び IPCC グッドプラクティスガイダンスの利用経験が報告され、その後ガイドラインの評価と改訂の検討が専門家会合で行われた。その会合を経て、新しい報告・レビューガイドライン（含む CRF: Common Reporting Format）のドラフトが作成された為、SBSTA16 では、このドラフトについて合意し、COP8 での採択を推薦すべきかどうかを議論する。

(b)議定書 5、7、8 条のガイドラインについて

他の決議との首尾一貫性を保つために COP7 では 5・7・8 のガイドラインの一部は完成させられなかった。

(i) グッドプラクティスガイダンスと議定書 5.2 条における「調整」について

まず COP7 において、SBSTA16 の前に 1 回と後に 1～2 回ワークショップを開くことが決定された。1 回目の目的は、議定書 5.2 条における「調整」(adjustment) 手法のテクニカル・ガイダンス（ドラフト）を推敲することであった。テクニカル・ガイダンスは COP9 までに完成させ、COP/MOP1 で採択されるように持っていく方向で議論されている。SBSTA16 で各国は、「調整」作業に必要とされる指針を提示する。また次回のワークショップの展望についても議論をする。

(ii) 議定書 7 条で求められている情報を準備する為、及び 8 条で求められているレビューの為のガイドラインについて

COP7 において以下の 3 点を SBSTA16 にて詳細に決定するよう要請された。

- (1) 7 条で求められている割当量と国家登録簿に関する情報について
- (2) 8 条で求められている割当量と国家登録簿に関する情報のレビューについて
- (3) 附属書 I 国の、京都メカニズムを利用する資格の回復に関するレビューのタイミング、プロセス、報告方法について（意見交換済み）

上記 3 点について SBSTA16 にて決定し、COP8 において、COP/MOP 1 で採択するように推薦する。また各国は COP7 にて、2005 年までの進捗状況を COP/MOP で報告できるよう 2006 年 1 月 1 日までに報告書を提出することを要請された。SBSTA16 では、どのようにこの報告書を提示し査定するかも議論する。その他、COP7 が事務局に要請していた他の国際条約機構の極秘情報の取り扱い方法についても SBSTA16 で報告される。

(iii) 議定書 7.4 における登録簿の規格に関して

国家登録簿、CDM 登録簿、取引ログ等のデータを正確に、また透明性高く効率的にやり取りをするために SBSTA が規格を作成するよう COP 7 で要請された。(COP/MOP1 で採択されることを念頭におく。取引ログは遅くとも COP/MOP 2 までに事務局で作成する必要がある。) SBSTA は、国々や専門家を召集して規格のドラフトを作成し、SBSTA16・17 にて意見交換することにしている。

(c)AIJ における統一された報告形式について

AIJ を継続することが COP7 にて決まった為、事務局は SBSTA16 までに URF(Uniform Reporting Format)の改訂版についてのワークショップを開いておくこととなった。今回は、URF 改訂版について検討、及び、議論を行う。

(d)LULUCF のグッドプラクティスガイダンス等の作成について

LULUCF 関連の定義、及び人為的影響の識別について IPCC が報告書を作成していることから、その進捗状況を毎回報告してもらっている。FAO、IPCC、林業関係機関などは、国際的に統一された定義が使用されるように専門家会合を開催した。

(e)LULUCF について：議定書 12 条の下における植林と森林再生活動の定義と様式

第 1 約束期間における CDM の植林・森林再生プロジェクトの定義と様式を、非永続性、追加性、リーケージ、不確実性、生物多様性やエコシステムなど社会経済・環境への影響などを考慮して作成するよう COP 7 にて要請された。SBSTA16 では、各国からの委任事項とアジェンダを完成させる。

技術開発・技術移転

技術移転について、各国の役割や技術情報システムの試験的運用から得られた経験等が SBSTA15 で話し合われた結果、SBSTA は、事務局にシステムの構築作業を続けることを依頼した。又、専門家会合にて技術移転に関するワークプログラムを作成することも依頼した。更に事務局は、必要とされる技術を評価するのに利用できる手法を提示する為の専門家会合を開き、そのレポートを提出することを COP7 にて要請された。今回は、これらの報告書について引き続き議論する。

成層圏におけるオゾン層保護努力と地球気候システム保護努力の関係について：ヒドロフ ルオロカーボン(HFC)とパーフルオロカーボン（PFC）に関する論点

HFC、PFC の排出抑制方法・装置等の新しい情報を各国・IPCC・モントリオール議定書のメンバー・NGO・政府間機構等が得た場合、必要に応じて報告することが COP5 にて決定された。SBSTA はそのような情報に関する意見を募り SBSTA16 までに報告書をまとめる。

政策と措置におけるグッドプラクティスについて

SBSTA15 にて、政策と措置に関するグッドプラクティスのワークショップの報告書について話し合いが行われ、引き続きこの報告書を改訂していくことが決定された。各国からはそれぞれ意見が提出され、SBSTA17 で検討できるように事務局はそれらを集計することとなった。SBSTA16 では、このグッドプラクティスをより良くする為の話し合いが行われる。

適切な国際団体との協力

SBSTA は GCOS 事務局による地球気候観察システムの妥当性に関する第 2 次報告書の作成を是認したが、出来るだけ早く作成することを依頼した。また、国家報告書(national reports from Parties)を統合・分析した暫定的な報告書も GCOS 事務局に準備してもらうことにした。更に、途上国で必要とされているキャパシティビルディングの優先順位を提示するワークショップについて GCOS 事務局から活動計画等を報告してもらう。

UNFCCC 第 6 条：教育、訓練、及び啓発

TAR を広く一般に知らしめる為の努力に関して SBSTA16 で議論できるように事務局がレポートをまとめることとする。

その他

(a) UNFCCC4 条 6 段落目の下におけるクロアチアの状況

クロアチアが GHG 排出基準年の計算方法を提出したこと、SBI は SBSTA に査読を要請した。この件に関して引き続き議論し、SBI に助言する。

(b) よりクリーンで GHG 排出の少ないエネルギーの提案

上記についてワークショップが行われ、報告書が作成された。

SBI16 (2002年6月10~14日)

国別報告書 (National Communication) のレビューについて

附属書I国:NCを見直しするにあたって最適な方法を提案し、それについて議論する。又、ガイドライン(ドラフト)とその背景にある情報に関する議論も行われる。

非附属書I国:COP5において、専門家によるNCの諮問グループ(CGE)が設立された。CGEはその任期を1年延長して、今までの役目に加え、NCの弊害になっている問題を分析し、その打開策を打ち出し、非附属書I国のNCガイドライン(ドラフト)にインプットすることがCOP7で決定された。今回は第5回CGE会合の報告が行われる。

フィナンシャル・メカニズムの見直しについて

フィナンシャル・メカニズムは4年毎に見直しされている。今年はその見直し年にあたる為、メカニズムの有効性（援助対象の活動や途上国に対する援助等）がCOP8にて評価される。今回のSBIにおいてその見直しに向けて活動を始める。

UNFCCC第4.8&9条の実施について

気候変動の影響や既に途上国で実施されている措置の影響を評価するモデリング活動の地位について議論を深める。

後発開発途上国に関する専門家グループ(LEG)について

LEGの残りの任期における作業計画案が提出される。

キャパシティビルディングについて

SB事務局は、途上国や移行経済国においてキャパシティビルディングの枠組みを実施する為にGEFや多国間・2国間機構に協力すること、又、枠組みの実施をモニターリングする為に必要な情報を収集することをCOP7にて要請された。このタスクについて進捗状況が報告される。

CACAM (Central Asia and the Caucasus, Albania and Moldova)による要請

CACAMは、「途上国」の定義と、京都議定書とUNFCCCの中におけるCACAMの地位を明確化させたいとしている。特に決議の中で使用されている「途上国」というフレーズをすべて「途上国、及び、その他の非附属書I国」とすることを提案している。SB16では、この件について議論される。

その他

WSSD・予算・MOP/COP等について大まかに話し合われる。